

# 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく 建築行為における緑化義務等について

一宮市では、市民・事業者・市が一体となり、緑豊かなまちづくりを推進するため、「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。

この条例の施行に伴い、令和5年4月1日より一定規模以上の建築行為について、緑化計画書の提出（承認）が必要となります。

## 緑化計画書の提出が必要な行為

- 敷地面積 **3,000㎡** 以上の建築行為
- 敷地面積 **3,000㎡** 未満の倉庫の建築（市街化調整区域のみ）

※ただし、以下に該当するときは適用されません。


- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の建築等
- ・建築物の修繕、模様替え、用途変更又は増築
- ・仮設建築物の建築
- ・自己の居住の用に供する専用住宅の建築

【必要となる緑化面積（=敷地面積×緑化率）の基準】 **赤字（％）は義務**】

用途区分	敷地面積	緑化率	
		市街化区域	市街化調整区域
住宅地 	3,000㎡未満	3 %	3 %
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5 %	5 %
	10,000㎡以上	5 %	5 %
事業所用地 営業所用地 	3,000㎡未満	3 %	3 %
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5 %	5 %
	10,000㎡以上	5 %	10 %
倉庫用地 	3,000㎡未満	3 %	3 %
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5 %	10 %
	10,000㎡以上	5 %	15 %
工場用地 	3,000㎡未満	3 %	3 %
	3,000㎡以上10,000㎡未満	10 %	10 %
	10,000㎡以上	20 %	25 %

※敷地面積3,000㎡未満(市街化調整区域における倉庫を除く)においても3%以上の緑化に努めてください。

## 【植栽基準等】

10㎡当たり 	① 高木(成木に達したときに樹高3.5メートル以上になるものをいう。)2本以上
	② 低木(高木以外のものをいう。)6本以上
	③ 高木1本かつ低木3本以上

- ※
- 1 ①～③のいずれかに該当するものを地上部でバランスよく配植してください。
  - 2 植栽にあたっては、健全で良好な緑の育成に向け、在来種など地域の特性・風土に適合した樹種を選定するよう努めてください。
  - 3 植栽基盤は樹木の生育に有効な幅、深さを確保し、連続するよう努めてください。
  - 4 高木を植栽するときは、その時点で樹高は2メートル以上としてください。
  - 5 植栽帯等にコンクリート、防草シート、碎石などで覆い除草する場合は、緑化面積に含めることはできません。

## 緑化の特例

当該条例の施行に伴い必要となる緑化面積のうち、以下の法令等において規定されている緑化すべき面積を超える部分については、地上部での樹木による植栽以外（芸術、屋上緑化・壁面緑化等※）でも可能です。

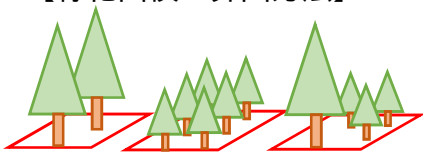
- (1) 愛知県 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領 **第54**
- (2) 都市計画法施行令 **第25条第6項及び第7項**
- (3) 一宮市開発審査会基準 第7号の運用基準 **5**
- (4) 一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の運用基準 **2**

※芸術・・・法令等において規定されている緑化すべき面積を超える部分の3/10まで

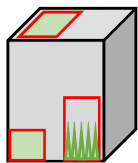
※屋上緑化・壁面緑化等・・・屋上緑化、壁面緑化、バルコニーやバルコニーによる緑化、花壇、生物多様性に寄与するビオトープ（プランターやコンテナなど可動式植栽基盤を用いる場合は、100ℓ以上の容易に移動できないもの）

**【芝は緑化面積に算入できません】**

### 【緑化面積の算出方法】



- 地上部  
・・・縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします



- 屋上、バルコニー、花壇  
・・・縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします

- 壁面  
・・・補助資材を設置する場合は、補助資材の面積を緑化面積とします  
・・・補助資材を設置しない場合は、登はん又は下垂の長さを1mとして算定した面積を緑化面積とします



- 芸術  
・・・1方向から見る事ができる最大の面積（水平投影面積・垂直投影面積等）を緑化面積とみなします

### 手続きの流れ

#### ◆事前相談について

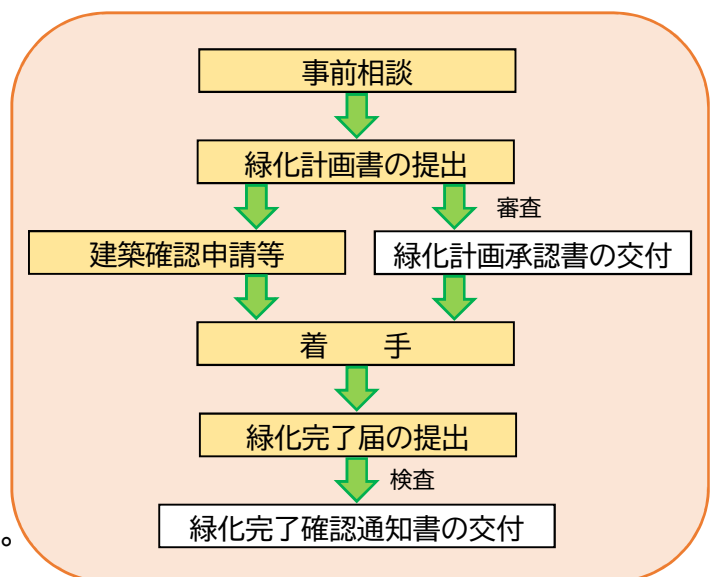
緑化計画書の承認における円滑な事務処理のため、事前相談をお願いします。相談には時間がかかりますので、**緑化計画書の提出前に十分に余裕を持って**開始してください。

#### ◆緑化計画書の提出時期について

**建築確認申請又は計画通知の前までに**提出してください。

#### ◆緑化計画書の変更について

緑化計画を変更しようとするときは、変更に係る部分を施工する前に緑化計画変更書の提出が必要です。



### その他

◆植栽基準、手続きなど詳細については、以下にお問合せください。

【お問合せ】 一宮市 まちづくり部 公園緑地課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-8636(直通) FAX:0586-73-9218

E-mail kouen@city.ichinomiya.lg.jp

令和5年1月発行